

議長（福田会長）

会議資料 6 ページの議案第 41 号「保健衛生関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（檀淵保健福祉部長）

議案第 41 号「保健衛生関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。6 ページをお開きいただきます。

保健衛生関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 保健衛生関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

2. 上三川町における総合保健福祉センター建設事業については、円滑な推進に努めることとし、施設の有効的な活用を十分に踏まえ、合併時まで調整を図るものとする。

3. 救急医療（在宅当番医運営事業）、乳児健康診査、保健衛生事業推進協力交付金については、宇都宮市の制度を基準に合併時まで方向付けを行い、概ね 3 年を目途に調整する。

4. 成人健康診査事業については、合併時まで方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

5. 各市町で実施している健康づくり事業、子育て支援事業、献血関係事業については宇都宮市の制度に統一することといたしました。

引き続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料 24 ページをお開きいただきます。

はじめに、上三川町における総合保健福祉センター建設事業につきましては、地域の保健福祉のサービス拠点となることから、現行のまま新市に引き継ぎ、当該建設事業の円滑な推進に努めるとともに、施設の有効な活用について、合併時まで調整を図ることといたしました。

次に、救急医療につきましては、1 市 3 町の広域事業として急患センター方式で実施しておりますが、上三川町におきましては、単独で休日の昼間のみ、地元の医師団に委託して在宅当番医運営事業を実施しております。

また乳児健康診査につきましては、宇都宮市におきましては指定の医療機関で受診できる個別健診で実施しておりますが、3 町におきましては集団健診で実施しております。

保健衛生事業推進協力交付金につきましては、保健衛生事業の円滑な推進と住民の健康保持増進を図るため、宇都宮市と上三川町におきまして、医師会等の関係団体に、それぞれ独自の基準により交付しております。これらの事業につきましては、実施方法及び実施基準等が異なるため、今後、統一した基準での実施に向けて関係団体等と協議をしていく必要があることから、宇都宮市の制度を基準に合併時まで方向付けを行い、概ね 3 年を目途に調整することといたしました。

次に、25 ページの成人健康診査事業につきましては、1 市 3 町において同様の事業を実施しておりますが、それぞれの市町において、健診項目により集団・個別の実施手法が異なることや委託先が異なること、受診できる健診項目や住民の自己負担額にばらつきがあることなどの多くの課題があることから、合併時までには方向付けを行い、新市に移行後速やかに調整することといたしました。

次に、26 ページの地区における健康づくり活動推進事業、訪問指導（成人）などの健康づくり事業、母子健康手帳の交付や未熟児グループの支援をはじめとする子育て支援事業、献血関係事業につきましては、記載のとおり、それぞれの市町におきまして事業に取り組んでおり、これらの取扱いにつきましては、宇都宮市の制度に統一することといたしました。

最後に、27～28 ページに先進事例が載っておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 41 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見等がございましたらお願いいたします。はい、手塚委員。

手塚（早）委員（上河内町）

今回のこの議案第 41 号ですが、議案の 2 番の問題が強く出ているので、特異な形で提案されたのではないかと。これらにつきましては、市町建設計画の中で十分に審議されていると、私の方は理解しているわけでございます。あえてここに載せなくても、市町建設計画の中にうたわれていれば、それで十分ではないかという感じを持っているのですが、今回ここに提案された経過等についてお尋ねしたいと思えます。

議長（福田会長）

議案第 41 号の 2 項目目に総合保健福祉センター建設事業が記載されているけれども、市町建設計画の中に十分位置付けされているのだからあえて必要ないのではないかと、ここに載ってきた理由は何でしょうかという質問です。

事務局（横松事務局長）

ただいまの件につきましては、6 ページの大きな 2 項目目、総合保健福祉センター建設事業のご指摘かと思えますが、保健福祉センターにつきましては、上三川町では、別冊資料に書いてありますとおり、16 年度から設計を開始して計画が進んできたところでございます。専門部会の調整の中では、どのような規模・面積等について今後やってい

くのかということが議論になったことから、この点については特に調整項目として特出しし、その内容等については合併までに十分調整を図っていくことで調整を図ることから、特出しの形で記載してきたところございまして、建設計画においても、当然そのような事業については併せて記載したところでございます。以上です。

議長（福田会長）

はい、手塚委員。

手塚（早）委員（上河内町）

私の言いたいことは、市町建設計画の中で審議しているのに、なぜここまで、合併時までに調整するという形で二重に提案されたのか、その辺が理解できないのです。

議長（福田会長）

私が聞いている範囲でお答えしますが、上三川町において総合保健福祉センター建設事業は最重要事業ということで取り組みをされてきた。しかし、ここで合併することになって、健康づくり事業につきましては1市3町全体で考えていく必要もあるのではないかと。ついては、今まで町単独で考えてきたものと合併後のあり方について、ちょうど設計の時期が重なってまいりますので、特に事業規模や内容等について1市3町の中で必要とする装備・規模について検討を加える必要があるということで、特別にここに記載したと承っております。よろしいですか。

手塚（早）委員（上河内町）

はい。

議長（福田会長）

ほかの委員の方はございませんか。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第41号「保健衛生関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第41号は原案のとおり決定いたします。